

## 性暴力被害者への支援の拡充を求める意見書

性犯罪や性暴力被害にあっては、被害者の人権が著しく侵害され、深刻な被害が生じます。また、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角にすぎません。心身にダメージを受けた被害者に対して、負担の軽減や被害の潜在化の防止を図るための様々な支援が必要です。

そのため、総合的な支援を可能な限り1か所で提供することを目的に設置された、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、支援をコーディネートすることが極めて重要です。2017年度、内閣府において「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」が創設され、2018年10月には都道府県に1か所のワンストップ支援センターが設置されました。しかし、大都市でも支援センターが1か所しかないなど、現在の支援体制や財政的措置はまだまだ不十分であると言わざるを得ません。

今年6月、関係府省会議において決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、2020年度から2022年度までの3年間で「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」とし、ワンストップ支援センターの増設や体制の充実等支援策が示されていますが、「方針」にも書かれてあるように、「性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題」であり、早急を実施することが必要です。

よって、速やかな支援拡充を求め、下記の事項を要望するものです。

### 記

1. 被害者が早期に十分な治療や対応を受けられるよう、人口規模等に応じたワンストップ支援センターの増設、体制の拡充を図り、予算措置を講ずること。
  2. 被害者救済のための支援策等については、被害者やその支援者等の声を踏まえたものとする。
  3. 性暴力被害者に対する支援についての法整備を早期に行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年11月4日

撰 津 市 議 会